

限度額適用(標準負担額減額)認定証の更新について

入院や外来の医療費が高額になるときは、「限度額適用(標準負担額減額)認定証」を窓口に表示すると、医療機関ごとにそれぞれ一ヶ月ごとの限度額までのお支払いとなります。また、住民税非課税世帯の方は、入院したときの食事代が減額されます。

- 「認定証」が必要な方は、役場町民課窓口で手続きをしてください。
 - 「認定証」の有効期限は毎年7月31日となっているため、引き続き必要な方は更新の手続きをお願いします。
- ＜手続きに必要なもの＞ 国民健康保険被保険者証 または 後期高齢者医療被保険者証、印かん

70歳未満の方の限度額

対象者	1ヶ月ごとの限度額		食事代 (1食につき)
	3回目まで	4回目以降(※2)	
住民税非課税世帯	35,400円	24,600円	210円 (※3)
住民税課税世帯	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1%	44,400円	260円
上位所得者(※1)	150,000円 + (医療費 - 500,000円) × 1%	83,400円	

- (※1) 保険料を計算するときの「基礎控除後の総所得金額等」が600万円を超える世帯の方。
 (※2) 過去12ヶ月間で、一つの医療機関で4回以上、限度額に該当した場合。
 (※3) 住民税非課税世帯の方が、過去12ヶ月間に90日を超える入院をした場合、再度申請することにより、1食につき160円に減額されます。

70歳以上75歳未満の方、または後期高齢者医療保険に加入している方の限度額

「認定証」を提示しなくても限度額までのお支払いとなりますが、「低所得Ⅰ・Ⅱ」に該当する方は、「認定証」を提示することにより限度額が減額されます。

区分	対象者	1ヶ月ごとの限度額(※1)		食事代 (1食につき)
		外来	入院	
認定証を提示	低所得Ⅰ 住民税非課税世帯で、所得が一定基準以下の方	8,000円	15,000円	100円
	低所得Ⅱ 住民税非課税世帯で、低所得Ⅰ以外の方		24,600円	210円 (※2)
認定証を提示しない場合、または住民税課税世帯		12,000円	44,400円	260円
現役並み所得者 (保険証が3割負担の方)		44,400円	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1% 【44,400円】(※3)	

- (※1) 月の途中で75歳になり後期高齢者医療保険に加入した場合は、国保と後期高齢者医療保険の限度額がそれぞれ2分の1ずつとなります。
 (※2) 低所得Ⅱの方が、過去12ヶ月間に90日を超える入院をした場合、再度申請することにより、1食につき160円に減額されます。
 (※3) 【 】内は、過去12ヶ月間で、一つの医療機関で4回以上、限度額に該当した場合。

新しい後期高齢者医療被保険者証が届きます

現在お持ちの保険証(うす紫色)の有効期限は7月31日となっております。8月からお使いいただく新しい保険証は、7月中にご自宅に郵送いたします。

新しい保険証(うす水色)が届きましたら、内容をご確認ください。

●お問い合わせ先……町民課住民担当 ☎62-2111 (内線233)